

横浜市鶴見区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 27 年 1 月 6 日 鶴福第 2195 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市福祉保健活動拠点条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 40 号）第 5 条に規定する福祉保健活動拠点の指定管理者の選定を実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

（指定管理者の選定）

第 2 条 選定は、非公募により実施する。

2 前項の非公募による選定を行った結果として要件を満たさなかった場合には、区長は、申請者に申請内容の補正を指示するものとする。

3 区長は、次条に定める指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

（指定管理者選定委員会）

第 3 条 福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について区長に対して意見を述べるため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（指定管理者の選定基準）

第 4 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 区長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

（申請書等）

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、施行規則及び別途定める指定管理者申請要項に定められた提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要に応じて提供する。

（選定の公表及び報告）

第 6 条 区長は、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知するとともに、その結果を公表する。

2 区長は、指定について市会の議決を受けるために、健康福祉局長へ選定結果を報告する。

(指定管理者の指定)

第7条 区長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。